

那須町 Press Release



令和5年11月28日

新しく給付型奨学資金制度が始まります

1 概要

貸付型奨学資金に加えて大学や短大、専修学校等（以下「大学等」という。）に進学する者に対して奨学資金を給付します。

- (1) 募集開始 今年度から募集を開始する。
- (2) 給付額 300,000円（大学等の入学金相当額）
- (3) 給付回数 1人1回限り
- (4) 給付人数 2名（年度内）
- (5) 給付期間 10年間（令和5年度～令和14年度）
- (6) 給付要件 大学等卒業後5年間、那須町に居住ほか

○給付内容

1 対象者

経済的理由により修学が困難でありながらも、大学や短大、専修学校等に進学する者

2 受給資格

- (1) 那須町に6ヶ月以上居住する者又はその被扶養者で、学習成績評定平均値が、5段階評価で4.0以上である者
- (2) 学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある者
- (3) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和4年中の認定所得金額が、収入基準額以下である者
- (4) 町税を滞納していない者
- (5) 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学、専修学校又は学位取得を目的として、海外に所在する短期大学、大学等で、令和6年4月に入学する者
- (6) 大学等を卒業後、町内に5年間居住する者（毎年、現況届を提出する必要あり）
※5年間定住しない場合は、全額返還（返還方法の相談可）

3 給付者の選定方法

那須町奨学生選考委員会において決定する。

| 所管課・係 | 担当者 | | |
|------------|------|-------|--------------|
| | 職名 | 氏名 | 連絡先 |
| 学校教育課庶務管理係 | 課長補佐 | 赤羽根初美 | 0287-72-6922 |